**公立幼稚園・公立認定こども園（１号）**

**を利用する子どもの保護者　様**

**川西市こども支援課**

**幼児教育・保育の無償化に係る手続きについて**

　令和元年１０月から、幼児教育・保育の無償化により、１号認定子どもの皆様におかれましては、保育料が全額無償となり、その場合の手続きは特に必要はございません。（行事費や給食費は原則負担）

しかしながら、１号認定子どものうち、家庭において必要な保育を受けることが困難な方については、「保育の必要性の認定（新２号認定）」を受けた場合、在籍する園の預かり保育（※）の利用料も月額上限１１，３００円（日額上限４５０円×利用日数で算出）まで無償化の対象となります。

つきましては、新２号の認定手続きをされる方は、提出書類を封筒に入れ密封するなどし、在籍する園にご提出ください。（提出期限は認定希望月の前月１５日までに川西市幼児教育保育課に必着となりますので、間に合うよう早めに園にご提出してください。）

※　預かり保育とは、幼稚園等に在籍する幼児について、教育時間の前後等に、幼稚園等にお

いて保育を行うことであり、公立幼稚園・こども園においては「一時預かり保育」という名

称で実施しております。

公立幼稚園の預かり保育については、実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時

　　間数が８時間未満又は年間開所日数が２００日未満）施設となるため、自園の預かり保育の

　　ほか、認可外保育施設、他施設の一時預かり、病児保育事業、ファミリー・サポート・セン

ター事業の利用も無償化の対象となります。

その場合、月額１万１，３００円から自園の預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が

上限になります。

　記

**１　新２号認定の申請に必要な提出書類**

新２号・新３号認定子ども用「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と保育を必要とする事由ごとの必要書類（２を参照）　※父母ともに事由に応じた書類が必要

**２　保育の必要性が受けられる事由と必要な書類**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事 由 | 事由の説明 | 必要書類の例 |
| 1. 就　労

保護者のどちらも月６４時間以上就労している場合 | 常勤・パートタイム等 | ・就労証明書 |
| 内　職 | ・内職証明書 |
| 自営業農　業 | ・事業調査書と事業内容がわかる書類（営業許可証、開業届、確定申告書の写し等） |
| 1. 妊娠、出産
 | 保育を必要とする理由が妊娠、出産の方（産前８週・産後８週） | ・母子健康手帳（表紙と出産予定日が記載されたページの写し） |
| ③保護者の疾病・障がい | 保育を必要とする理由が、病気・障がい（保護者本人）の方 | ・次の㋐㋑のいずれか㋐診断書（病名、治療期間、保育ができない状態かどうか等を明記）㋑障害者手帳の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか） |
| ④親族の看護・介護 | 保育を必要とする理由が、親族の看護、介護の方 | ・申立書と次の㋐～のいずれか㋐看護、介護されている方の市所定の診断書（病名、治療期間、介護の必要性等を明記。市所定の用紙に記入）㋑手帳の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）㋒介護保険被保険者証の写し㋓療養施設の在園証明書（川西さくら園など） |
| ⑤災害復旧 | 災害の復旧のため児童の保育ができない方 | ・申立書とり災したことがわかる書類（り災証明書） |
| ⑥求職活動（起業準備含む） | 就業に向けて求職活動を行なっている方（最大９０日間） | ・求職活動状況申立書 |
| ⑦就　学職業訓練 | 就学（職業訓練校など、保護者が将来就労につながる就学を含む）している方 | ・申立書と在学証明書、受講証明書など受講時間及び在学期間が確認できる資料 |
| ⑧虐待やＤＶの恐れがあること |  | ・申立書 |
| ⑨育児休業を取得して育児中 | 育児休業取得前に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合（育児休業に係るお子さんが１歳に達する年度末まで） | ・就労証明書（育休期間が明記されていること）※入所時点で育児休業を取得されている場合は認定を受けることはできません。 |
| ⑩その他 | その他、上記と同様な状態であると市が認める場合 | ・市が必要と認める書類を提出 |

※　家庭の状況等により、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

※　必要な添付書類の様式については、市ホームページに添付しておりますので、ダウンロード

してご使用ください。（川西市ホームページからトップページ>暮らし・手続き>子ども・教育

>幼児教育・保育の無償化について>新２号・新３号認定の申し込み添付書類）

**３　預かり保育料の償還払い手続きについて**

　　　公立幼稚園・公立認定こども園の１号認定の方のうち新２号認定を受けられた方は、園の預かり保育を利用された場合、償還払いとして預かり保育料（上限額あり）を３か月ごとに保護者の口座に返金します。

　　　つきましては、請求月（８月、１１月、２月、５月）になりましたら、市から請求書をお送りする予定ですので、下記の必要な書類と併せ、こども支援課へご提出いただきますようお願いします。※手続きの流れとイメージは次のページをご覧ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用する事業・施設 | 必要書類 | 提出先と期限 |
| 公立幼稚園・公立認定こども園の預かり保育事業 | ①　様式3（預かり保育事業）「施設等利用費請求書（償還払い用）」②　（公立幼稚園のみ）認可外保育施設等を利用した場合は、認可外保育施設等における「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」③　振込先を確認できる通帳又はキャッシュカードの写し※新２号認定を受けられた方のみ手続きが必要です。 | 【請求月】（予定）8月請求（4,5,6月分）1１月請求（7,8,9月分）2月請求（10,11,12月分）5月請求（1,2,3月分）【提出先】上記請求月の月末までに左記必要書類をこども支援課に返送【支払日】提出から１か月後を目途に保護者の口座へ振込み |

**４　償還払いの支払い手続きの流れとイメージ**

**認定子ども・保護者**

**川西市**

**公立幼稚園**

**公立認定こども園**

①預かり保育の利用

実績報告

②預かり保育料の請求・支払い

施設等利用費請求書

通帳又はキャッシュカードの写し

③施設等利用費請求書の送付

（認可外施設等）

領収証兼提供証明書

④施設等利用費請求書の返送

※（公立幼稚園のみ）認可外保育施設等の領収証兼提供証明書も添付

⑤支払事務

月額上限管理

施設等利用費請求書

⑥保護者の口座へ預かり保育料の返金（償還払い）

　①　園は市に預かり保育の利用実績の報告を行います。

　②　市は①により保護者に預かり保育料を請求します。（口座振替）

　③　市は預かり保育料の収納確認後、３か月ごとに「施設等利用費請求書」を保護者に発送します。（4月～6月分⇒8月上旬、7月～9月分⇒11月上旬、10月～12月分⇒2月上旬、1月～3月分⇒5月上旬）

　④　保護者は市から送付された「施設等利用費請求書」に記入・押印し、市に返送します。

・通帳又はキャッシュカードの写しを添付（以後、同口座に振込みの場合は添付不要）

・公立幼稚園のみ、認可外保育施設、他施設の一時預かり、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用された場合は、施設が発行した「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」を添付

⑤　市は上記④の申請に基づき支払事務（内容と上限の確認等）を行います。

　⑥　市は上記⑤に基づき３か月分まとめて保護者の口座に預かり保育料の返金（償還払い）を行います。

【お問い合わせ】

川西市教育委員会事務局

こども未来部こども支援課

TEL:０７２－７４０－１１７５